

# 令和6年度「緑の募金公募事業」募集要領



島観連許諾第 658 号

「緑の募金公募事業」は、「緑の募金」(県民のみなさまからの家庭募金、企業・団体からの募金、各職場からの募金等)を原資として実施しています。

事業に応募される団体におかれでは、募金者の「緑化活動」への願いを実現していただくよう積極的にご応募いただきますとともに、募金運動へのご協力をお願いします。

公益社団法人 島根県緑化推進委員会

# 令和6年度 緑の募金公募事業募集要領

緑の募金公募事業は、住民の皆様や関係者が自らの力で取り組まれる緑化活動を支援します。この事業の原資は、家庭や県内企業・団体などの善意による「緑の募金」でまかなわれています。多くの地域、多様な皆さんからの応募をお待ちしています。

また、善意の募金が原資であることを認識し、経費の節減に努めながら最大の効果が上がるよう努めてください。

「緑の募金公募事業」については、「緑の募金公募事業交付金交付要領(以下「交付要領」)」に規定するもののほか、この募集要領の定めに従ってください。

## 1 申請者の条件

次の要件を備えた島根県内の団体、法人、グループ等とします。

- (1) 明確に「緑化」を目的とし、政治や宗教的宣伝又は営利活動を目的としないこと
- (2) 申請した事業を自主的、組織的な活動をもって完遂することができること
- (3) 交付金の使途に係る条件順守が確実であること
- (4) 規約、会員名簿等を備え、活動実績又は活動計画があること

## 2 募集対象事業

区分	事業内容
森林整備事業	① 森林の保全・公益的機能の増進のための整備 ② 一般県民等の参加により実施する模範的な森林整備 ③ 学校林等の整備 など
環境緑化事業	① 地域住民の参加による憩いの場等の環境緑化活動 ② 学校、保育園等での環境緑化活動 など
緑化普及事業	① イベント開催などによる緑化運動の普及、啓発活動 ② 緑化に関する知識・技術の向上や地域の活性化、都市との交流促進に向けた活動 など
国際緑化協力事業	① 海外における砂漠化防止などのための森林整備活動等

## 3 事業の実施に係る留意事項

- (1) 採択に際しては、新規事業、新規応募団体を優先します。  
また、他の助成事業等と重複申請している場合は採択しない場合があります。
- (2) 本事業は、自主的な緑化活動のきっかけづくりを支援するもので、原則として継続事業（3年を超える事業）については、不採択又は交付金を減額することがあります。
- (3) 事業の実施に当たっては、申請者の無償の労力提供を原則としています。ただし、専門的な知識・技術が必要な場合は事業費の50%以内で外部委託できます。  
(学校や保育園、幼稚園等幼児教育施設等での事業実施にあたってはこの限りではありません。事前に当委員会へご相談ください。)
- (4) 事業地は、申請者の所有する土地、公共用地及び地権者との貸借関係が明確になっている借地等とします。
- (5) 事業内容を変更する場合は、必ず事前に当委員会へ相談してください。

- (6) 事業完了後は、実施報告書を速やかに提出してください。なお、添付する支出が証明できる証拠証票(写)は以下のとおりです。  
(日付、金額、実施する団体の宛名、商品名、発行者名、領収印が必要。簡易な商品は、レシートでも可)
- (7) 交付金に係る収入、支出を明らかにした帳簿、証拠書類を3年間保管してください。
- (8) 事業実施に当たっては、報道機関へ取材を要請し、「緑の募金事業」のPRに努めてください。
- (9) 各種イベントで苗木の配布を行う場合は、併せて緑の募金活動も実施してください。

#### 4 募集の期間

令和5年12月1日(金)から令和6年1月31日(水)(必着)までとします。

なお、交付決定の通知は令和6年3月下旬に行います。

#### 5 事業実施期間

事業は、令和6年4月1日から令和7年3月15日の間に実施してください。(概算払請求は2月28日まで)

#### 6 交付金の限度額

交付要領別表において、交付金の限度額を50万円としていますが、予算規模及び応募件数等により実際の交付金額は減少することがあります。

なお、少額でも必要と認められれば交付可能です。

#### 7 交付対象経費

- (1) 交付の対象となる主な経費は、交付要領別紙1のとおりです。同別紙1に記載されている「その他特に必要と認められる資材・機材」の購入等については、事前に当委員会へ相談してください。
- (2) 事業費の積算に当たっては、見積書の徴収や本募集要領別紙1「植栽工事・支柱工事の単価表」を参考として算出してください。
- (3) 苗木を購入する場合は、緑化推進はじめ、妥当な大きさ、価格であることが必要です。果樹苗は不可とします。なお、苗木のあっせんは当委員会でも行っています。
- (4) 次の経費等については、交付の対象外です。
- ◎参加者(ボランティア)の労賃(日当)・飲食費(ただし、作業時の飲料水代は交付対象としますので、諸経費の中で計上してください。)
- ◎資産の形成につながる資材等の購入
- ◎草花購入費及び花壇の造成費

#### 8 問い合わせ先

公益社団法人 島根県緑化推進委員会

〒690-0886 松江市母衣町55番地 島根県林業会館内

電話 0852-21-8049 FAX 0852-21-8231

Eメール : info@shimane-green.or.jp

ホームページ : <https://www.shimane-green.or.jp/>

↑ 要領・様式はこちらからダウンロードできます

※本事業は、この「募集要領」のほか、「島根県緑の募金実施要綱」、「緑の募金公募事業交付金交付要領」により実施していますので合わせてご確認ください。

(別紙1)

## 植栽工事・支柱工事等の単価表(参考)

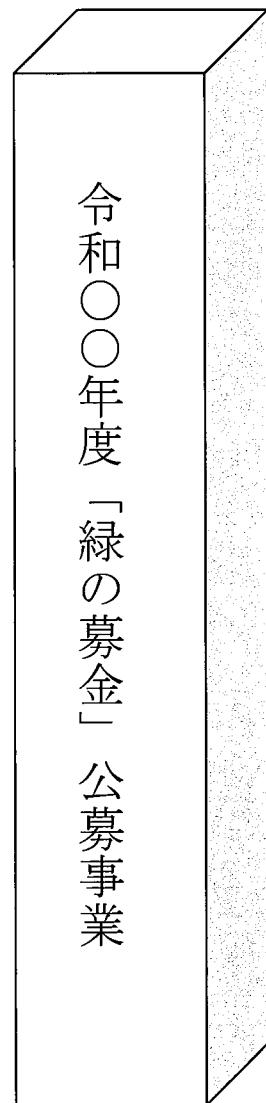
## 1. 森林整備事業・環境緑化事業・国際緑化協力事業

作業種等	内 容	形 状・寸 法・規 格	単 価(税込み)	
苗木費	建設物価、県森林組合連合会単価による。			
伐開費	笹、灌木、笹灌木 植生被覆率30%以上		3,370円／100m <sup>2</sup>	
保育費	過年度分(植栽後3年間)		1,650円／100m <sup>2</sup>	
植栽資材費	客土	H=50cm未満	264円／本	
	元肥	H=50cm～100cm未満	352円／本	
	土壤改良材	H=100cm～200cm未満	638円／本	
支柱資材費	支柱	添え柱形 H=150cm未満	242円／本	
		添え柱形 H=150～250cm未満	319円／本	
	横木	2脚鳥居支柱(添木なし) C=20cm～30cm未満	1,848円／基	
		2脚鳥居支柱(添木つき) C=30cm未満	3,984円／基	
		ハツ掛(竹) C=20cm未満	1,078円／基	
機材費	鎌	草刈鎌片刃	3,036円／挺	
		造林鎌	9,680円／挺	
		バチ鎌	9,570円／挺	
	鋸	枝打鋸	5,665円／挺	
		ナタ	14,718円／挺	
	スコップ	ショベル丸形	5,500円／挺	
		枝打ハシゴ	24,200円／梯	
	安全帯	安全帯	16,610円／帶	
		ヘルメット	3,630円／箇	
機材賃貸等費	チェンソー	エンジン式 刃付き	2,800円／日	
	刈払機	エンジン式 刃付き	2,000円／日	
	混合油	1リットル当たり	236円／ℓ	
	チェンオイル	1リットル当たり	825円／ℓ	
作業路敷設費	W=2.0m L=10m	地山勾配	15度	14,400円／2.0m·10m
			20度	16,700円／2.0m·10m
			25度	19,300円／2.0m·10m
謝金等費(講師、指導者、技術者)		謝 金	10,200円／人	
旅 費、宿泊費		実 費		
保 險 費	傷 害 保 險 料		必 要 な 額	
標 柱 費	木柱 「緑の募金事業である旨表示すること」 (別紙2標柱記載例参照)		20,000円／本	

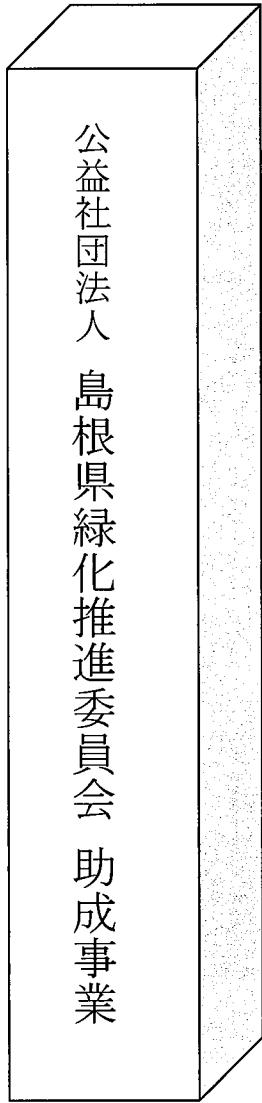
(別紙2)

## 標柱記載例

A面



B面



C面

